

令和8年度 随意契約一覧

都市創造部 下水河川企画課

No.	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(税込み)	根拠法令	随意契約理由	備考
1	第二今戸排水機場吸気弁修繕	令和8年5月15日	株式会社西島製作所 大阪支店	4,950,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	(1)	
2	前島排水機場潤滑油ポンプ修繕	令和8年5月18日	クボタ環境エンジニアリング株式会社大阪支社	5,621,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	(1)	
3	小寺池親水施設水流発生装置修繕	令和8年5月22日	新明和アクアテクサービス株式会社関西センター	4,895,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	(1)	
4							
5							
6							

「随意契約理由」は、次のとおりです。

- (1)・・性質または目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (2)・・緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3)・・競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4)・・時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5)・・その他の理由